

株 主 各 位

宮 崎 県 宮 崎 市 新 栄 町 86 番 地 1
WASHハウス株式会社
代表取締役社長 児 玉 康 孝

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年3月28日（木曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
宮崎観光ホテル 東館3階 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第18期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第18期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要があるが生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wash-house.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）におけるわが国経済は、底堅い内外需を背景に緩やかな景気の回復傾向が継続しており、雇用環境や個人消費も着実に改善が見られております。一方で、海外経済においては米国を中心とした保護主義的な通商政策が及ぼす影響等から、先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループのコインランドリー事業を取り巻く環境といたしましては、「働き方改革」が具体化され始めていることを背景に、今後多様な働き方が選択できる社会が実現され、時間を有効活用できるコインランドリーは更なる利用者層の拡大と需要の伸長が期待されます。

このような状況の下、当社グループは「布団を洗う」という新たな洗濯習慣の変革への啓蒙活動や積極的な広告施策も継続して行いながら、既存エリアでの営業活動に加え、フランチャイズ（以下、「FC」という）オーナーの新規開拓及びFC店舗の出店を中心に取り組んでおります。

当連結会計年度のFC店舗の出店数は86店舗（移転した1店舗を除く）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、27億4千9百万円となり、営業利益は1千2百万円、経常利益は1千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2百万円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度において、WASHHOUSEフィナンシャル株式会社（以下、「WHF」という）が2018年8月1日から営業を開始したため、連結決算へ移行しております。また、非連結子会社でありました一般社団法人全国コインランドリー管理業協会は重要性が増加したため、連結の範囲に含めております。前連結会計年度については、連結計算書類を作成していないため、比較・分析は行っておりません。

主要なコインランドリーの事業における部門別は次のとおりであります。

なお、当社グループはコインランドリー事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

項目 \ 期別	第17期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで		第18期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで		前期比増減額 (千円)
	売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	
F C 部 門	—	—	1,427,781	52.6	—
店 舗 管 理 部 門	—	—	884,029	32.5	—
直 営 部 門 そ の 他	—	—	404,989	14.9	—
合 計	—	—	2,716,800	100.0	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、当連結会計年度から連結計算書類を作成しているため、第17期及び前期比増減額は記載しておりません。

① F C 部門

当連結会計年度のF C部門の売上高は、14億2千7百万円となりました。

これは、新規出店数が86店舗となりましたが、WHF利用での出店数が16店舗であったことによるものです。

② 店舗管理部門

当連結会計年度の店舗管理部門の売上高は、8億8千4百万円となりました。これは、F C新規出店に伴い管理店舗数が増加したことが寄与したことによるものです。

③ 直営部門その他

当連結会計年度の直営部門その他の売上高は、4億4百万円となりました。これは、青森県、東京都、千葉県、宮崎県で各1店舗新規出店し、当連結会計年度末では32店舗となり、各店舗の売り上げに影響する直営店の出店エリアでの降水量は平年比114.2%、前年比113.1%となっており、1ミリ以上の雨が降った降雨日は、平年比99.0%、前年比105.0%となったことによるものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリースを含めて1億5千2百万円で、その主たるものは、直営店3店舗の新規出店によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数が増加し競争が激化することが予想されます。

このような状況の下、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするためには、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場に投入していく体制を整える必要があると考えております。

以上のことから、当社は利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行いながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するデファクトスタンダードの構築を行うという創業時よりの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 事業の安定的な成長性に向けて有能な人材の確保、育成について

当社グループの安定的な成長を達成するには、引き続き、有能な人材を安定的に確保する事と人材の育成が喫緊な課題と考えております。

人材の確保、育成に関しましては、タイムリーな人材採用、部署別、階層別等の教育制度を充実させ、今後の教育制度の基盤づくりに注力するとともに、社員の生産性向上と雇用の安定化に取り組んでまいります。

② Q S Cの向上による店舗売上の維持向上

当社には、複数物件を保有するF Cオーナーが多く、そうしたオーナーを数多く確保していくことがF C新規出店において非常に重要であります。今後も、リピートオーナーを確保し続ける為にはF C店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

当社グループでは、出店基準にもとづいて採算性が高いと判断した物件を厳密に選定した上で出店をしておりますが、東京近郊・大阪近郊に出店しておりますコインランドリーにつきましては、九州エリアと違い、当社グループの認知度がまだまだ低い状況であります。また、出店後に近隣に競合店が進出する場合もあり、最終ユーザーであるお客様に継続的に支持される店舗運営を行っていくことが引き続き課題であります。

そのため、当社グループの基本コンセプトであるQ S C（クオリティー・サービス・ クレンリネス）の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて利便性を高める改善を図っていくとともに、認知度を高めるために継続的なテレビCM・キャンペーンの実施を行い、店舗周辺世帯の利用率の向上に引き続き取り組んでまいります。

③ 経営管理体制の強化

当社グループでは、引き続き業容の拡大等に伴う経営管理体制の充実・強化が重要な課題であると認識しており、経営バランスをとりながら企業価値、社会貢献度を高め、ステークホルダーの皆様に信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向けた取り組みが必要と考えております。その一環としまして、2018年度に経営企画チームを組成、2019年度開始に合わせて社長直轄の経営企画室として発足し、新事業展開及び経営管理体制の強化を図る体制としました。今後も、事業拡大の基礎である経営管理体制を拡充し、健全、且つ、効率的な組織運営のため、法令順守の徹底と事業の成長に応じた内部統制の整備、強化へ取り組みを進めてまいります。

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第15期 (2015年12月期)	第16期 (2016年12月期)	第17期 (2017年12月期)	第18期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	2,749,769
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	16,786
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	—	—	2,254
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	0.33
総 資 産 (千円)	—	—	—	4,128,683
純 資 産 (千円)	—	—	—	2,217,368
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	322.91

(注) 1. 第18期(当連結会計年度)から連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第15期 (2015年12月期)	第16期 (2016年12月期)	第17期 (2017年12月期)	第18期 (当 事 業 年 度) (2018年12月期)
売 上 高 (千円)	2,050,119	3,118,738	3,375,020	2,988,583
経 常 利 益 (千円)	219,086	284,557	247,899	103,065
当 期 純 利 益 (千円)	131,765	192,202	156,673	63,106
1株当たり当期純利益 (円)	38.21	35.25	22.94	9.21
総 資 産 (千円)	1,645,075	3,771,650	4,038,656	4,178,564
純 資 産 (千円)	338,840	2,164,896	2,267,186	2,277,151
1株当たり純資産額 (円)	64.83	317.25	331.35	331.62

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため第15期の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
WASHHOUSE Eフィナンシャル 株式会社	35,000千円	100%	当社コインランドリー事業のファイナンス
一般社団法人全国 コインランドリー 管理業協会	—	—	コインランドリー店舗の健全な運営に係る運営基準の策定及びその啓蒙活動

(注) 1. WASHHOUSEフィナンシャル株式会社は2018年3月14日に設立しております。
2. 両社とも連結子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
コインランドリー事業	コインランドリー「WASHハウス」のチェーン本部としてフランチャイズシステムの提供、FC店舗の運営・管理、直営店舗の運営

(8) 主要な営業所（2018年12月31日現在）

① 本社

宮崎県宮崎市新栄町86番地 1

② 営業拠点

本店営業部 宮崎県宮崎市新栄町86番地 1

東京支店 東京都中央区日本橋 3 丁目 8－16 ぶよおビル 7 階

大阪支店 大阪府大阪市西区靱本町 1 丁目 10－24 三共本町ビル 3 階

広島支店 広島県広島市東区光町 2 丁目 9－27 ユーベック光町ビル502号

福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目 12－1 アバンダント95 3 階

愛知営業所 愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 17－13 NK丸の内ビル 3 階

③ コインランドリー店舗（直営店舗32店舗、F C店舗551店舗）

（単位：店舗）

	2018年12月31日現在の店舗数		
	F C店舗	直営店舗	合計
東北エリア	—	1	1
関東エリア	31	4	35
中部エリア	7	—	7
関西エリア	19	3	22
中国エリア	57	3	60
四国エリア	21	—	21
九州エリア	416	21	437
合計店舗数	551	32	583

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況 (2018年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	－	41歳 2 ヶ月	3 年 0 ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（890名）は含んでおりません。
3. 第18期（当連結会計年度）から連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況 (2018年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	9 名減	41歳 1 ヶ月	3 年 0 ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（890名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	6,014千円
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	5,762千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,194千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,028千円
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	3,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,866,800株

(3) 株主数 5,804名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
児 玉 康 孝	株 1,927,000	% 28.06
株 式 会 社 K D M	1,554,000	22.63
児 玉 眞 由 美	200,000	2.91
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	160,000	2.33
田 山 伸 顕	150,000	2.18
阿 部 和 広	120,000	1.74
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	81,800	1.19
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	59,772	0.87
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	57,828	0.84
児 玉 ユ ミ 子	36,600	0.53

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2018年12月期において、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は24,600株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2018年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	48個	16個
保有人数 当社取締役 当社監査役	3 名 —	— 1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 48,000株	当社普通株式 16,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり13円	1 株当たり13円
新株予約権の行使期間	自 2015年12月27日 至 2023年12月18日	自 2013年12月27日 至 2023年12月18日
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当を受けた新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

(注) 2016年3月10日開催の取締役会決議により、2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年3月10日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名 称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の数	54個	6 個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4 名 —	— 2 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 10, 800株	当社普通株式 1, 200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり462円	1 株当たり462円
新株予約権の行使期間	自 2018年 8 月 5 日 至 2026年 7 月20日	自 2016年 8 月 5 日 至 2026年 7 月20日
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③ その他の条件は、本総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2018年12月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	児 玉 康 孝	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役
常 務 取 締 役	阿久津 浩	管理部長 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役
取 締 役	徳 田 俊 行	営業本部長
取 締 役	児 玉 ユミ子	営業副本部長 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事
取 締 役	古 川 一 樹	店舗運営部長
取 締 役	山 浜 幸 徳	
常 勤 監 査 役	奈 須 義 岳	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 監事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 監査役
監 査 役	西 田 隆 二	弁護士法人かなで西田・山田法律事務所 代表社員
監 査 役	海 野 理 香	海野理香税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役山浜幸徳氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
2. 監査役西田隆二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 監査役海野理香氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度後の担当職務の変更

氏 名	異動年月日	担 当
徳 田 俊 行	2019年1月15日	営業部長
児 玉 ユミ子	2019年1月15日	本店営業部長
古 川 一 樹	2019年1月15日	東海地区営業担当部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (1 名)	140,220千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	9,360千円 (3,000千円)
合 計	9 名 (3 名)	149,580千円 (6,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月30日の第15回定時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)で使用人分給与は含まないと決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第5回定時株主総会において年額12百万円以内と決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動
社外取締役	山 洪 幸 徳	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、その専門的見地から当社の組織体制等の事業戦略面について、助言・提言を行っております。
社外監査役	西 田 隆 二	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言・提言を行っております。
社外監査役	海 野 理 香	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の会計監査の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目 等	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 事業の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理に適合することを確保するため、業務分掌規程に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止し、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録の媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括部門は管理部とし、各部門担当取締役と共にコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。また新たに生じたリスクについては、取締役会又は代表取締役社長が対応責任者となる取締役を定め、当社の損失を最小限に抑えるように努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

(ii) 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

(iii) 業務の執行に当たっては、業務分掌規程及び職務権限規程において、確認の責任と権限を定め、また業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助する組織を管理部とします。

(ii) 使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととします。

(iii) 監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項及びリスク管理に関する重要な事項等を速やかに報告するものとし、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとします。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとします。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図り、継続的に評価方法の見直しを実施し、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとします。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察OBを顧問として迎えると同時に、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的の実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社グループは内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社の管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的の実施するとともに、監査役や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,363,298	流 動 負 債	1,091,387
現 金 及 び 預 金	2,591,962	買 掛 金	396,310
売 掛 金	139,838	1年内返済予定長期借入金	21,980
営 業 貸 付 金	255,925	リ ー ス 債 務	6,121
商 品	3,247	未 払 金	62,339
仕 掛 品	30,895	未 払 費 用	76,561
原材料及び貯蔵品	80,421	未 払 法 人 税 等	3,590
前 払 費 用	19,568	前 受 金	32,522
繰 延 税 金 資 産	4,601	預 り 金	451,026
そ の 他	236,836	賞 与 引 当 金	4,768
固 定 資 産	765,385	そ の 他	36,167
有形固定資産	413,555	固 定 負 債	819,927
建 物	203,930	長 期 借 入 金	9,896
構 築 物	44,550	長 期 リ ー ス 債 務	17,342
機 械 及 び 装 置	111,361	預 かり 保 証 金	774,654
車 両 運 搬 具	10,805	資 産 除 去 債 務	13,674
工具、器具及び備品	20,450	そ の 他	4,359
リ ー ス 資 産	22,198	負 債 合 計	1,911,314
建 設 仮 勘 定	258	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	4,447	株 主 資 本	2,218,034
ソ フ ト ウ ェ ア	4,447	資 本 金	994,945
投資その他の資産	347,382	資 本 剰 余 金	924,945
投 資 有 価 証 券	1,559	利 益 剰 余 金	298,142
長 期 前 払 費 用	5,174	その他の包括利益累計額	△665
繰 延 税 金 資 産	30,845	その他有価証券評価差額金	△665
敷 金 及 び 保 証 金	235,486	純 資 産 合 計	2,217,368
そ の 他	74,316	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,128,683
資 産 合 計	4,128,683		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,749,769
売 上 原 価		1,809,856
売 上 総 利 益		939,913
販売費及び一般管理費		927,407
営 業 利 益		12,506
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	748	
そ の 他	5,469	6,217
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	957	
そ の 他	979	1,937
経 常 利 益		16,786
税金等調整前当期純利益		16,786
法人税、住民税及び事業税	39,140	
法 人 税 等 調 整 額	△24,607	14,532
当 期 純 利 益		2,254
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,254

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	993, 977	923, 977	349, 555	2, 267, 510
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	968	968		1, 936
剰余金の配当			△54, 737	△54, 737
親会社株主に 帰属する当期純利益			2, 254	2, 254
連結範囲の変動			1, 070	1, 070
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	968	968	△51, 413	△49, 476
当期末残高	994, 945	924, 945	298, 142	2, 218, 034

項目	その他の包括利益 累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△324	△324	2, 267, 186
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			1, 936
剰余金の配当			△54, 737
親会社株主に 帰属する当期純利益			2, 254
連結範囲の変動			1, 070
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△340	△340	△340
当期変動額合計	△340	△340	△49, 817
当期末残高	△665	△665	2, 217, 368

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

WASHHOUSEフィナンシャル株式会社

一般社団法人全国コインランドリー管理業協会

このうち、WASHHOUSEフィナンシャル株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、また、一般社団法人全国コインランドリー管理業協会については、重要性が増したことにより、それぞれ当連結会計年度から連結子会社としております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

仕掛品

個別法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

349,905千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の総数	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	6,842,200株	24,600株	一株	6,866,800株

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 24,600株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年 3月29日 定時株主総会	普通株式	54,737千円	8円00銭	2017年 12月31日	2018年 3月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2019年 3月28日 定時株主総会	普通株式	54,934千円	8円00銭	2018年 12月31日	2019年 3月29日

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数			
普通株式	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計年度末
	99,200株	29,000株	25,600株	102,600株

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式数の増加は、次のとおりであります。
権利行使期間到来による増加 29,000株
2. 新株予約権の目的となる株式数の減少は、次のとおりであります。
権利行使による減少 24,600株
権利喪失による減少 1,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、営業貸付金はF Cオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

長期借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

預り保証金は、フランチャイズ契約に基づき、F Cオーナーから預っている取引保証金等であり、フランチャイズ契約を解消する場合に返金する義務があります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2, 591, 962	2, 591, 962	—
(2) 売掛金	139, 838	139, 838	—
(3) 投資有価証券	1, 559	1, 559	—
(4) 営業貸付金	255, 925	255, 363	△561
(5) 敷金及び保証金	224, 578	214, 201	△10, 376
資産計	3, 213, 864	3, 202, 926	△10, 938
(1) 買掛金	396, 310	396, 310	—
(2) 預り金	451, 026	451, 026	—
(3) 長期借入金(※)	31, 876	31, 751	△124
(4) 預り保証金	224, 401	216, 576	△7, 825
負債計	1, 103, 614	1, 095, 664	△7, 949

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 営業貸付金

営業貸付金の時価については、国債の流通利回り等のリスクフリーレートに信用スプレッドを加味した利率により、元利金の合計額を割引いて算定する方法によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 預り保証金

預り保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金（※１）	10,908
預り保証金（※２）	550,252

(※１) 資産における敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(5) 敷金及び保証金には含めておりません。

(※２) 負債における預り保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(4) 預り保証金には含めておりません。

6. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額

322円91銭

１株当たり当期純利益

0円33銭

貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,902,732	流 動 負 債	1,081,485
現 金 及 び 預 金	2,557,701	買 掛 金	396,310
売 掛 金	136,950	1年内返済予定長期借入金	21,980
商 品	3,247	リ ー ス 債 務	6,121
仕 掛 品	30,895	未 払 金	54,411
原材料及び貯蔵品	80,421	未 払 費 用	76,561
前 払 費 用	19,568	未 払 法 人 税 等	3,413
繰 延 税 金 資 産	4,414	前 受 金	30,427
そ の 他	69,532	預 り 金	451,445
固 定 資 産	1,275,832	賞 与 引 当 金	4,768
有形固定資産	412,991	そ の 他	36,046
建 物	203,930	固 定 負 債	819,927
構 築 物	44,550	長 期 借 入 金	9,896
機 械 及 び 装 置	111,361	長 期 リ ー ス 債 務	17,342
車 両 運 搬 具	10,805	預 り 保 証 金	774,654
工具、器具及び備品	19,886	資 産 除 去 債 務	13,674
リ ー ス 資 産	22,198	そ の 他	4,359
建 設 仮 勘 定	258	負 債 合 計	1,901,413
無形固定資産	4,447	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,447	株 主 資 本	2,277,816
投資その他の資産	858,393	資 本 金	994,945
投資有価証券	1,559	資 本 剰 余 金	924,945
関係会社株式	70,000	資 本 準 備 金	924,945
関係会社貸付金	468,000	利 益 剰 余 金	357,924
長期前払費用	5,174	その他利益剰余金	357,924
繰 延 税 金 資 産	3,865	繰越利益剰余金	357,924
敷金及び保証金	235,486	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△665
そ の 他	74,306	その他有価証券評価差額金	△665
資 産 合 計	4,178,564	純 資 産 合 計	2,277,151
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,178,564

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,988,583
売 上 原 価		1,979,867
売 上 総 利 益		1,008,716
販売費及び一般管理費		909,775
営 業 利 益		98,940
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,019	
そ の 他	5,042	6,061
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	957	
そ の 他	979	1,937
経 常 利 益		103,065
税 引 前 当 期 純 利 益		103,065
法人税、住民税及び事業税	37,400	
法 人 税 等 調 整 額	2,558	39,958
当 期 純 利 益		63,106

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰余金	
			繰越利益 剰余金	
当期首残高	993, 977	923, 977	349, 555	2, 267, 510
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	968	968		1, 936
剰余金の配当			△54, 737	△54, 737
当期純利益			63, 106	63, 106
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	968	968	8, 369	10, 305
当期末残高	994, 945	924, 945	357, 924	2, 277, 816

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△324	2, 267, 186
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		1, 936
剰余金の配当		△54, 737
当期純利益		63, 106
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△340	△340
当期変動額合計	△340	△340
当期末残高	△665	2, 277, 151

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

仕掛品

個別法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	349,182千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	1,286千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	468,000千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	648千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	13,508千円
売上原価	1,815千円
受取利息	271千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,454	千円
未払事業税	2,199	〃
減価償却費	6,970	〃
その他	7,760	〃
繰延税金資産小計	18,385	〃
評価性引当額	△4,443	〃
繰延税金資産合計	13,941	〃
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,661	〃
繰延税金負債合計	△5,661	〃
繰延税金資産の純額	8,280	〃

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	331円62銭
1株当たり当期純利益	9円21銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

WASHハウス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 只 隈 洋 一 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WASHハウス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WASHハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

WASHハウス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 畑 秀 二 印
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只 隈 洋 一 印
--------------------	-----------------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WASHハウス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月19日

WASHハウス株式会社監査役会

常勤監査役 奈須 義岳 ㊞

社外監査役 西田 隆二 ㊞

社外監査役 海野 理香 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、徹底した効率化実施の推進、財務体質の更なる向上により、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、更には株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	8円00銭
--------------	-------

総額	54,934,400円
----	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
1	(再任) こ だま やす たか 児 玉 康 孝 (1965年10月5日生)	1988年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社 1994年4月 株式会社石橋 入社 1996年8月 日本マクドナルド株式会社 入社 1997年12月 株式会社大興不動産 入社 2001年11月 株式会社ケーディーエム設立(現当社) 代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役	1,927,000
2	(再任) あ く つ ひろし 阿久津 浩 (1967年6月28日生)	1990年4月 株式会社日本旅行 入社 2001年6月 株式会社コスモス薬品 入社 2006年1月 当社入社 2006年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー 2008年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社常務取締役業務部長 2014年6月 当社常務取締役管理部長(現任) (重要な兼職の状況) WASHHOUSEフィナンシャル株式会社 取締役	4,000
3	(再任) と く だ と し ゆき 徳 田 俊 行 (1976年3月9日生)	1999年12月 株式会社大興投資コンサルティング 入社 2002年1月 当社入社 2008年5月 当社営業部福岡支店マネージャー 2008年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役営業部福岡支店長 2015年10月 当社取締役営業本部長 2019年1月 当社取締役営業部長(現任)	2,000

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
4	(再任) こ だま ゆ み こ 児 玉 ユミ子 (1938年1月13日生)	2001年11月 株式会社ケーディーエム設立 (現当社)取締役就任 2003年12月 有限責任中間法人(現一般社団法人全国コインランドリー管理業協会)設立 理事就任(現任) 2006年12月 当社宮崎支店取締役営業担当部長 2008年9月 当社本店営業部取締役営業担当部長 2016年6月 当社取締役営業副本部長 2019年1月 当社取締役本店営業部 部長(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事	36,600
5	(再任) ふる かわ かず き 古 川 一 樹 (1975年12月26日生)	1994年4月 株式会社大興不動産 入社 2004年8月 当社入社 2006年12月 当社営業部マネージャー 2008年8月 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役本店営業部長 2016年6月 当社取締役店舗運営部長 2019年1月 当社取締役東海地区営業担当部長(現任)	4,600
6	(再任) やま し ふ ゆ き のり 山 洪 幸 徳 (1951年5月25日生)	1977年4月 株式会社電通 入社 1977年5月 東京本社 新聞雑誌局 2006年10月 同社第18営業局 局長 2009年6月 株式会社電通九州 代表取締役社長就任 2014年6月 同社顧問就任 2015年7月 同社退社 2016年5月 株式会社ベスト電器 社外取締役就任 2017年3月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者児玉康孝氏は当社の経営を支配しているものであります。
3. 山洪幸徳氏は社外取締役候補者であります。
4. 山洪幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本總會終結の時をもって2年となります。
5. 山洪幸徳氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 山洪幸徳氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は山洪幸徳氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数(株)
(再任) かわ の しげ ちか 河 野 重 周 (1973年6月23日生)	1996年4月 吉原建設株式会社 入社 2005年4月 当社入社 2015年4月 当社V I 推進室 課長 2015年8月 当社V I 推進室 室長 2016年6月 当社店舗運営部コールセンター課長 2017年8月 当社店舗運営部コールセンター 2019年1月 当社管理部コールセンター (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 河野重周氏は補欠の常勤監査役候補者であります。

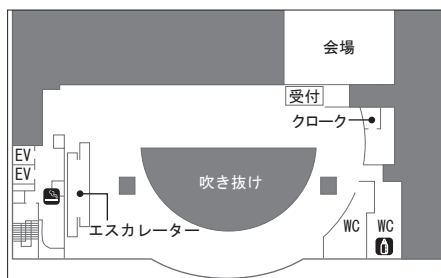
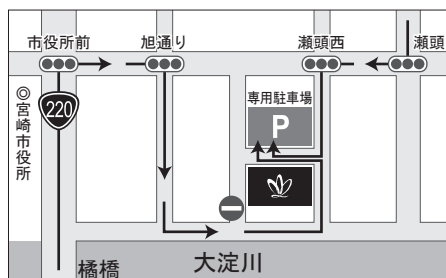
3. 当社は河野重周氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

日時 2019年3月28日（木曜日） 午前11時
 会場 宮崎観光ホテル 東館 3階
 住所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
 電話 0985-27-1212（代表）



ホテルへのアクセス

宮崎空港	車で約15分
JR宮崎駅	車で約5分
宮崎自動車道／宮崎IC	車で約10分
宮崎港	車で約10分
繁華街（西橋通り）	車で約5分